

令和2年4月27日

新型コロナウイルス感染症対策のための飯田市内小中学校の対応について

飯田市教育委員会

飯田市内の小学校及び中学校について、令和2年4月10日（金）から5月6日（水）までの期間を休校としている。

その後の国内および県内の感染状況、連休中の人の動きを考慮して、飯田市教育委員会としては以下の対応をとることとする。

1 方針

飯田市内の小学校及び中学校の休校について、令和2年5月6日（水）までの期間を再延長し、5月8日（金）まで休校とする。

5月11日（月）以降の対応については現在検討中。

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校措置であるという趣旨を踏まえ、児童生徒に対して、人の集まる場所等への外出を避け、適度に体を動かすことも考慮しながら基本的に自宅で過ごすこととする。

2 臨時的登校

休校中の指導等を行うため、5月7日（木）、8日（金）のいずれか1日又は両日に分けての必要最小限の臨時的登校日の設定を認める。

ただし、臨時的登校日进行ける場合は、3密の状態をつくらないために、児童生徒の学校での滞在時間は1時間程度までとする。

3 休校期間中の対応

(1) 児童生徒の受入れ

① 小学校について

ア 感染の拡大の状況が改善されていないことを踏まえ、保護者に対し、児童にはできるだけ家庭で過ごしてもらおうよう協力を依頼する。

やむを得ず家庭で過ごせない場合には、次の受け入れ条件（※1）に限って、感染防止の配慮（※2）をして受け入れる。

※1 受け入れの条件

保護者が医療従事者である場合、保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な場合、児童生徒に障がいがある場合などで、子どもが一人で過ごすことが難しい状況にある場合とする。

- ・現に放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）若しくは放課後デイサービスに登録している又は通っている児童で、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- ・特別支援学級に在籍し、放課後デイサービスを利用している児童
- ・その他特別な事情のある場合は学校との相談による。

※2 感染防止のための配慮

- ・登校前の家庭での体温測定、登校時の学校での体温測定の実施
- ・定期的な換気等の受け入れ環境の整備

- ・咳エチケット
 - ・手洗い又は手指消毒の励行
 - ・3密の回避
- イ 給食は提供しない。昼食持参とする。
- ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとする。
- エ その後は、放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）又は放課後デイサービスで受け入れる。（事前に登録等してある児童）
- オ 休校中の学校の教育活動（金管バンド等）は行わない。

②中学校について

- ア 休校中の学校の教育活動（部活動等）は行わない。
- イ その他特別な事情のある生徒については学校との相談による。

(2) 休校中の学習の工夫

- ア 休校中には、「家庭学習の進め方」を配布するなど、学習する機会の確保に努める。
- イ 時間割を提示して家庭での生活の仕方を統一したり、教科書を使った予習型の学習とするなどの工夫をする。

<例>

- ・教科書に基づく予習型家庭学習の具体的な方法
- ・小学校1年生への配慮
- ・教科書と併用できる適切な教材
- ・メールやホームページ等を利用した課題の配信

- ウ 実施可能な学校においては、タブレットによる家庭学習の実施を試行する。

<例>

- ・学校配置タブレットの家庭での活用方法
- ・既存の学習ポータルサイトや授業動画の活用
- ・家庭での通信環境の調査、整備（ポケットWi-Fiの貸与）

(3) 心のケアについて

休校中は、自宅で過ごす児童生徒及び保護者との連絡を密にし、体調の悪いときなど速やかに学校へ連絡するよう徹底する。

なお、特に配慮を要する場合は、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、電話連絡や家庭訪問をするなど、児童生徒の心のケア等に十分配慮する。

I C Tを利用した児童生徒との連絡も可能な範囲で進めていく。

4 再開後の学習対応

学校において学習内容の定着を確認し、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を検討する。

- ・授業時間の確保（時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等）
- ・放課後等の時間を活用した補習の実施など